



発行者：郡山市雇用政策課

TEL024-924-2261 koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

郡山市雇用継続支援補助金の補助対象期間延長について

郡山市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者の雇用を維持するため、中小企業等の雇用継続を支援しています。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」（以下「雇用調整助成金等」という。）の特例期間が延長されたことに伴い、本補助金の補助対象期間等も延長します。

対象者及び対象期間

| | |
|------|--|
| 対象者 | 以下の全ての要件を満たす者 ○市内に事業所を有する中小企業事業主または市内に住所を有する個人事業主 ○労働局から雇用調整助成金等支給決定を受けた者 ○市税等の滞納が無い者 |
| 対象期間 | 令和2年4月1日～令和3年2月28日（雇用調整助成金等の緊急対応期間） |

補助額等

| 種別 | 算定方法及び補助額 | 上限額 |
|-----------------|---|------------------|
| 雇用維持支援補助金 | 次の計算式で算出した金額のいずれか低い金額 ○計算上の休業手当事業主支払額（※）×1/10 ○計算上の休業手当事業主支払額－雇用調整助成金等支給額（市外事業所分が含まれている場合は従業員数で按分計算。） ※計算上の休業手当事業主支払額＝ 雇用調整助成金等の助成単価÷助成率×休業等延日数 | 1事業者当たり 100万円 |
| 雇用調整助成金等申請支援補助金 | 社会保険労務士等へ支払った雇用調整助成金等の申請書類作成代行手数料又は報酬の10/10 | 1事業者当たり 20万円 |

申請期限

| | |
|------|---|
| 申請期限 | 雇用調整助成金等支給決定日の翌日から起算して 3ヶ月以内又は支給決定日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日まで ※当日消印有効 |
|------|---|

お問合せ

＜雇用継続支援補助金に関すること＞

郡山市雇用政策課 TEL024-924-2261

＜雇用調整助成金等に関すること＞

ハローワーク郡山 TEL024-942-8609（32＃）



市ウェブサイトはこちらから

障がい者の法定雇用率の引き上げについて

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------|------------|
| | 現行 | 令和3年3月1日以降 |
| 民間企業 | 2.2% → | 2.3% |
| 国・地方公共団体等 | 2.5% → | 2.6% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.4% → | 2.5% |

お問合せ

ハローワーク郡山 TEL024-942-8609 (32#)

4月1日より

中小企業における「パートタイム・有期雇用労働法」が適用されます

非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）について、以下の1～3を统一的に整備します。

- 1 不合理な待遇差の禁止
- 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- 3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

お問合せ

福品労働局 雇用環境・均等室 TEL024-536-4609

改正高年齢者雇用安定法が施行されます

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して、高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務を設けた「改正高年齢者雇用安定法」が、4月1日より施行されます。

～改正のポイント～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務が新設されます。

お問合せ

福島労働局 職業対策課 TEL024-529-5409

「メルマガワーキン Good!」の配信登録者を募集しています！

★登録方法その1★

市ウェブサイトから登録

郡山市雇用政策課

検索

★登録方法その2★

雇用政策課へメール連絡

koyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

